

酒蔵を活用した観光地づくり調査業務にかかる プロポーザル実施要領

1 目的

- ・昨年12月、日本の「伝統的酒造り」がユネスコ無形文化遺産に登録されたことから、日本酒への外国人の関心が高くなっている。今後、酒造りの現地見学や酒蔵めぐりなどは魅力的な誘客コンテンツになり得るが、酒造業者には建築技術的な知識がなく、歴史ある建物を取り壊して現代風の建物にするなど、伝統的で良好な景観が失われかねないことが危惧される。
- ・今年4月、福井県建築士会と福井県酒造組合と県で連携協定を締結し、①酒蔵などの建物の保存・活用、②県産酒や酒蔵を活かした観光地づくりの推進等を進めていくこととした。
- ・本業務では、酒蔵の現状を調査し、今後のモデルとなる観光活用等の事例を提案し、酒蔵を活かした観光地づくりに向けた支援の方向性を整理する。

2 企画提案書を募集する委託業務内容

- (1) 業 務 名 酒蔵を活用した観光地づくり調査業務
- (2) 業 務 内 容 別添仕様書のとおり
- (3) 委 託 期 間 契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで
- (4) 提案上限額 3,152,000円（消費税及び地方消費税(税率10%)を含む。)

3 応募資格

本委託業務の実施に必要な能力を有し、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 本業務に係る担当者は下記の経験を有すること。
 - ・建築士およびヘリテージマネージャーの資格を保有すること。
 - ・登録文化財調査業務・保存活用計画等、文化財に関する業務の経験を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 本委託業務の応募資格認定の日において現に県の指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第146条に基づき知事が定める一般競争入札参加資格を有する者
 - ※福井県の競争入札参加資格を有していない場合においても、同条に規定する競争入札参加資格の申請を提出済みであれば、本業務委託の参加資格を有するものとして取り扱う。ただし、企画提案書提出締切時点で競争入札参加資格の認定を受けていない場合は、本件に関する参加資格を喪失する。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- （7）福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税において未納がない者であること。

4 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

また、優先交渉権者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当する場合、または該当していることが判明した場合は、優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- ① 応募資格審査の結果通知日までに、提案者が前記の応募資格要件を満たさなくなった場合
- ② 見積書の金額が、提案上限金額を超える場合
- ③ 提出期限までに提出資料が提出されない場合
- ④ 2案以上の企画提案をした場合
- ⑤ 提出資料に虚偽の記載があった場合
- ⑥ 著しく信義に反する行為があった場合
- ⑦ 契約を履行することが困難と認められる場合
- ⑧ 企画提案書の記載内容が法令違反など、著しく不適当な場合
- ⑨ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑩ 書類に不備がある場合（軽微な場合を除く）

5 プロポーザル審査の手続き等

（1）スケジュール

項 目	日 程
① 実施要領等の公示日・配布開始	令和7年7月24日（木）
② 質問受付期間	令和7年7月24日（木）～8月4日（月）
③ 応募資格認定申請申込期日	令和7年8月4日（月）
④ 応募資格の認定結果通知	令和7年8月5日（火）
⑤ 企画提案書提出期間	令和7年8月5日（火）～8月18日（月）
⑥ 審査期間（書面）	令和7年8月19日（火）～8月27日（水）（予定）
⑦ 審査結果通知日	令和7年8月28日（木）（予定）
⑧ 契約締結	令和7年8月29日（金）以降（予定）

（2）実施要領等の配布

- ① 配布期日 令和7年8月4日（月）まで、9時から17時の間（土日除く）
- ② 配布場所 福井県交流文化部文化課（〒910-8580 福井市大手3丁目17-1 5階）

- ③ 配布方法 実施要領等は、上記②配布場所での配布ならびに文化課ホームページに掲載する。

文化課 URL <https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/bunshin/index.html>

(3) 質問の受付および回答

本プロポーザルに関する質問を次のとおり受付、回答する。

- ① 受付期日 令和7年8月4日（月）17時まで
- ② 提出場所 下記「10 問い合わせ先」に同じ
- ② 提出方法 質問票（様式1）により、電子メールで送信すること。
- ③ 回答方法 参加資格を有すると認められた者全員に電子メールで8月6日（水）までに回答を送信する。

(4) 応募資格認定申請書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり応募資格認定申請書（様式2）および応募資格誓約書（様式3）を提出すること。なお、競争入札参加資格を得ていない場合は、「物品等競争入札参加企画審査申請書」の写しを添付し、資格を得た時点で速やかに提出すること

- ① 提出期限 令和7年8月4日（月）17時（必着）
- ② 提出方法 持参、郵送（配達証明）、宅急便（手渡したことが証明されるものに限る）または電子メールによること。なお、持参の場合は、9時から17時の間に限る。
※電子メールによる場合は、1メールのデータ容量は本文と添付ファイル合わせて10MB未満とし、10MBを超える場合は、分割して送信すること。また電話にて到着の確認を行うこと。
- ③ 提出先 下記「10 問い合わせ先」に同じ

(5) 応募資格の結果通知

応募資格要件を審査し、その結果を8月5日（火）付けで書面（電子メール）にて通知する。応募資格認定申請書を提出した者のうち、応募資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨および満たさないと判断した理由を書面（電子メール）により通知する。

(6) 企画提案書等の提出

応募資格を有すると認められた者は、次により企画提案書等を提出すること。

- ① 提出期限 令和7年8月18日（月）17時（必着）
- ② 提出書類 以下のとおり
 - 1 企画提案書の提出について（様式4）
 - 2 以下、ア～ウ（企画提案書（様式5）または任意様式を使用）
 - ア 企画提案書
 - 仕様書に沿った企画・スキームの提案
 - ・酒蔵の現状把握のためのヒアリングの方法や、意向調査の内容

- ・エリア活用の事業スキーム作成のための、地域活動や活動者および関係者との連携方法
 - ・過去の類似業務を踏まえた酒蔵建物活用やエリア活用へのイメージ
 - 業務実施スケジュール（仕様書②－２．の業務は除く）
 - 業務実施体制（業務全般を監督する責任者および業務ごとの専任の担当者の配置を明確に提示し、担当者の所有資格、代表的な事例を記載する）
 - その他独自の提案内容
 - イ 経費見積書（上記企画提案書の実現を含むこと。内訳を添付すること。）
※記載する金額は消費税および地方消費税１０％を含んだ金額とする。
 - ウ 参考資料
 - 会社の概要（組織体制、取扱業務内容等）
 - 過去の同様な業務の履行実績（文化財や古建築、街並み、酒蔵などの改修設計や保存活用調査・計画・地域活動等、担当者を明記すること。）
- ③ 提出方法 持参、郵送（配達証明）、宅急便（手渡したことが証明されるものに限る）または電子メールによること。なお、持参の場合は、９時から１７時の間に限る。
※電子メールによる場合は、１メールのデータ容量は本文と添付ファイル合わせて１０ＭＢ未満とし、１０ＭＢを超える場合は、分割して送信すること。また電話にて到着の確認を行うことによること。
- ④ 提出先 下記「１０ 問い合わせ先」に同じ
- ⑤ 留意事項
- ア 企画提案に係る経費は全て提案者の負担とする。
 - イ 提出された書類は、一切返却しない。
 - ウ 提出された企画提案書等の書類は、審査に必要な範囲内において印刷、複製を行う。

（７）企画提案書の審査

提出された企画提案書は、審査委員会を設け、下記のとおり提出書類の書面審査を行う。

- ② 日程 令和７年８月１９日（火）～令和７年８月２７日（水）（予定）
- ③ 実施方法 書面審査
- ④ 質問手続き 県から提案者へ質問送付 令和７年８月２２日（金）（予定）
提案者から県へ回答期限 令和７年８月２５日（月）１３時（予定）

６ 審査方法

（１）審査基準

下記の評価項目に従い提出書類の書面審査を行い、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、審議の上、最も優れた提案者を選定する。

- ① 企画提案書の的確性およびわかりやすさ
- ② 業務委計画及びスケジュール
- ③ 企画提案内容の実現性、確実性
- ④ 業務を履行する能力の有無、実施体制

⑤ 事業費の妥当性

(2) 優先交渉権者の決定

審査委員会において総合的に評価し、最も優れた者を優先交渉権者とする。なお、優先交渉権者が辞退した場合は、次点の者を優先交渉権者とする。

(3) 審査結果の通知

審査結果通知については、全ての本プロポーザル参加者に対して通知する。

① 通知方法 応募者の代表者（担当者）宛に書面にて通知

② 通知予定日 書面審査を実施した日から1週間以内

なお、審査内容および各事業者の企画提案内容、見積額等については、非公開とし、審査結果に対する異議申し立ては、一切認めない。

(4) 選定されなかった企画提案者に対する理由の説明

① 選定されなかった企画提案者は、書面によりその理由について説明を求めることができる。この場合、通知のあった日から7日以内に説明を求める旨を記載した書面を持参もしくは電子メールにより、提出場所に提出しなければならない。

② 県は、説明を求めた企画提案者に対して、書面の提出のあった日から10日以内に書面（電子メール）により回答する。

7 契約の締結

(1) 契約方法等

県は、仕様書および提案書等の内容をもとに契約内容について、契約先候補者と協議、決定する。この協議の際、仕様書および提出された企画提案書の内容・経費を一部変更する場合がある。県と契約先候補者の協議が整った場合は、契約先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査の上、地方自治法施行令第167条の2の規定に基づき、随意契約による委託契約を締結する。

(2) 契約書・契約保証金等

福井県財務規則のほか関係法令等の定めるところによる

(3) 契約締結の取消し

次の場合には、契約締結を取り消す場合がある。

ア 受託予定事業者が、契約の締結に応じないとき

イ 受託予定事業者の財政状況悪化等により、業務履行が確実でない恐れがあるとき

ウ 契約締結までに、2に定める参加資格の要件を満たさなくなったとき

エ その他、契約先候補者の社会的信用を損なう行為等により、業務委託が不可能または不適当となるような事情が発生したとき

(4) 再委託

本委託業務の全てを再委託することは一切認めない。ただし、必要により一部を再委託する場合には、県に協議のうえ、その承諾を得るものとする。

8 打合せ

本委託業務を進めるに当たっては、県の担当者およびその担当者が指示する者と打合せをすることとし、打合せに係る費用等については、受託者が負担することとする。

9 その他

- (1) 書類の内容に虚偽の記載がある場合には、失格とする。
- (2) 企画提案に係る一切の経費については、応募者の負担とする。
- (3) 本委託業務に関し、県から受領または閲覧した資料等は、県の了解なく公表または使用してはならない。

10 問い合わせ先

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1

福井県交流文化部文化・スポーツ局文化課 歴史遺産グループ 担当：松村、乾

TEL 0776-20-0572・FAX 0776-20-0661

E-mail bunka@pref.fukui.lg.jp